

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務 重点項目評価【令和6年3月31日事業終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
中央区は、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
中央区長
公表日
令和6年12月27日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型コロナウイルスに係る予防接種事務
②事務の内容	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)に基づき以下の事務を実施する。 ・新型コロナウイルス感染症に係る接種券の発行 住民基本台帳をもとに、予防接種対象者を抽出し、接種券を発行する。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者等の登録 VRSへ予防接種対象者、接種券及び接種記録を登録する。 ・接種記録の照会・提供 予防接種実施後に、接種記録等登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)
②システムの機能	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出／死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	住民記録システム(＝既存住民基本台帳システム)
②システムの機能	①異動入力機能 ・届出や通知に基づく異動時における、入力機能および入力された住民基本台帳を管理する機能 ②照会機能 ・住民基本台帳を検索、照会する機能 ③帳票発行機能 ・住民票の写し、記載事項証明書等の各種証明書の発行や、付帯帳票の発行機能 ④一括処理機能 ・転入通知や法務省通知等に基づく異動を一括で住民基本台帳に記載する機能 ⑤庁内連携機能 ・庁内の各システムへの基礎データとして利用するための、宛名システムや他システムへの連携機能 ⑥庁外連携機能 ・住基ネットや法務省との庁外とのデータ連携を行い、各種通知情報の収受を行う機能 ⑦印鑑登録機能 ・印鑑登録情報の管理機能や印鑑証明書の交付機能 ⑧自動交付カード管理機能 ・自動交付カード等の管理機能 <本業務における使用機能及びその使用目的> ・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種対象者について、住民票異動情報を基に遅滞なく把握し、接種対象者情報等を最新化するために異動入力機能を使用する。 ・本区における予防接種対象者を抽出し、予防接種台帳へ登録するために照会機能を使用する。

	[] 情報提供ネットワークシステム	[○] 庁内連携システム
	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[○] 既存住民基本台帳システム
③他のシステムとの接続	[○] 宛名システム等	[] 税務システム
	[] その他 （ ）	
システム3		
①システムの名称	健康管理システム	
②システムの機能	○予防接種に関する情報の管理機能 ・予防接種対象者の抽出 ・予防接種記録の管理 ・予防接種対象者への接種券、各種様式・帳票の出力 ・予防接種者の統計・分析処理	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム	[○] 庁内連携システム
	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[○] 既存住民基本台帳システム
	[○] 宛名システム等	[] 税務システム
	[] その他 （ ）	
システム4		
①システムの名称	番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)	
②システムの機能	①宛名管理機能 既存業務システムから、住民情報等を受領し、番号連携サーバ内の統合宛名データベースに反映を行う。 ②統合宛名番号の附番機能 個人情報为新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の附番を行う。 ③符号要求機能 個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。 ④情報提供機能 各業務で管理している提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。 ⑤情報照会機能 中間サーバに他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果について画面表示、または、各業務システムにファイル転送を行う。	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム	[○] 庁内連携システム
	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[○] 既存住民基本台帳システム
	[○] 宛名システム等	[○] 税務システム
	[○] その他 （ 中間サーバ ）	
システム5		
①システムの名称	中間サーバ	

②システムの機能	①符号管理機能 : 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。 ②情報照会機能 : 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 ③情報提供機能 : 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 ④既存システム接続機能 : 中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑤情報提供等記録管理機能 : 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 ⑥情報提供データベース管理機能 : 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 ⑦データ送受信機能 : 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑧セキュリティ管理機能 : セキュリティを管理するための機能。 ⑨職員認証・権限管理機能 : 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 ⑩システム管理機能 : バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一項番10 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二の16の2、16の3の項 ・番号法第19条第8号 別表第二の16の2、17、18、19の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	中央区保健所健康推進課
②所属長の役職名	中央区保健所健康推進課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住民基本台帳に記録された中央区の住民で新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の対象者
その必要性	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務処理に利用する。
④記録される項目	10項目以上50項目未満 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	個人番号、その他識別情報(内部番号): 本人確認及び内部情報索引のために必要 4情報: 接種券発行、本人確認資料のために必要 その他住民票関係情報: 対象者の転出／死亡の把握のために必要 健康・医療関係情報: 予防接種履歴の管理及び他自治体への接種履歴の照会・提供のために必要
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和3年4月5日
⑥事務担当部署	中央区保健所健康推進課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()

②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び 証明書交付センターシステム
③使用目的 ※		新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務の実施において住民情報、予防接種履歴情報の照会、入力等が必要なため。
④使用の主体	使用部署	中央区保健所健康推進課
	使用者数	10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・対象者に接種券を発行する際に特定個人情報を使用する。 ・接種対象者情報をワクチン接種管理システム(VRS)へ登録する際に特定個人情報を使用する。 ・中央区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・中央区からの転出者について、転出先市区町村へ中央区の接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。
	情報の突合	・住民票関係情報を突合し、ワクチン接種対象者であることを確認する。 ・接種結果と健康・医療関係情報を突合し、接種履歴を管理する。 ・中央区からの転出者について、中央区の接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、中央区の接種記録と突合する。
⑥使用開始日		令和3年4月5日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件
委託事項1		ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理
①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社ミラボ
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項2～5		
委託事項2		予防接種事務に関する予防接種台帳(既存健康管理システム)を用いた特定個人ファイルの管理、接種券の発行業務
①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する予防接種台帳(既存健康管理システム)を用いた特定個人ファイルの管理、接種券の発行業務等
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社ケー・デー・シー
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		健康管理システムの運用及び保守・改修業務
①委託内容		健康管理システムの運用に関するシステムの保守・改修、その他サポートを行う。
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		富士通Japan株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託業務について承諾依頼書を提出してもらい、区内決裁を経て許諾している。
	⑥再委託事項	上記委託内容に同じ
委託事項4		新型コロナウイルスワクチン接種業務委託
①委託内容		接種券発送業務・コールセンター業務・予約システム等の運営業務・予防接種会場の運営業務・ワクチン接種記録システム(VRS)及び健康管理システムを用いた接種記録の確認・接種券等個別発行業務並びに予診票の確認等業務
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社JTB
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託業務について承諾依頼書を提出してもらい、区内決裁を経て許諾している。
	⑥再委託事項	上記委託内容に同じ
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	☒ 提供を行っている（ 1 ）件 ☐ 移転を行っている（ ）件 ☐ 行っていない	
提供先1	市区町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第16号	
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	
③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号	
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証 ☒ その他（明書電子交付機能を含む。）、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び 証明書交付センターシステム	
⑦時期・頻度	中央区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度	
提供先2～5		
提供先6～10		
提供先11～15		
提供先16～20		
移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他（ ）	
⑦時期・頻度		
移転先2～5		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	＜システム運用委託業者のデータセンターにおける措置＞ 外部侵入防止：外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ 入退館管理：ICカード＋手のひら静脈認証による入退館管理、要員所在管理システム 不正持込・持出防止：金属探知機、生体認証ラック開閉管理、DRタグによる媒体管理 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティの国際規格を取得している。 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された中央区の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付） 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報、証明書データを記録しないこととしている。
7. 備考	
・中央区の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。 ・中央区の領域に保管されたデータは他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去できない。	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<予防接種情報ファイル>

- ・宛名番号
- ・個人番号
- ・自治体コード
- ・接種券番号
- ・氏名(姓)
- ・氏名(名)
- ・氏名(セイ)
- ・氏名(メイ)
- ・生年月日
- ・性別
- ・転出／死亡フラグ
- ・接種状況(実施/未実施)
- ・接種回(1回目/2回目/3回目)
- ・接種日
- ・ワクチンメーカー
- ・ロット番号
- ・ワクチン種類(※)
- ・製品名(※)
- ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字、国籍、旅券番号)(※)
- ・証明書ID(※)
- ・証明書発行年月日(※)

※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
予防接種情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・窓口において、接種券の内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の入手防止に努める。 ・接種券は必要な情報のみ記載する様式とする。 ・中央区の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の取得を防止する。 ・中央区からの転出者について、中央区での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その場合は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ・中央区への転入者について、他市区町村から接種記録を入手するが、その際は、中央区において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム（VRS）を通じて入手する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付） 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜不適切な方法で入手が行われるリスク＞ ・接種券に利用目的を明記する。 ＜入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク＞ ・窓口において、対面で身分証明書等により本人確認を行う。 ＜入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク＞ ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザーIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 ＜新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能＞ ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・健康管理システムは業務に関係のない情報を保有していない。 ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・健康管理システム等を利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザーIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスはLGWAN端末による操作に限り可能となるように制御している。 ・LGWAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザーID／パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザーIDは、国に対してユーザー登録を事前申請した者に限定して発行される。	
その他の措置の内容	システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・住民記録台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限にしている。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録をする等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記録する等、消去履歴を残す。 ・特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・中央区の転入者について、転出元市区町村にへ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・中央区からの転出者について、中央区での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ・ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・特定個人情報の第三者への開示又は提供を禁止する。 ・特定個人情報の目的外利用を禁止する。 ・特定個人情報の複製及び外部への持ち出しを禁止する。 ・特定個人情報を廃棄する場合は区の指示に従う。 ・情報の漏えい、滅失又はき損を防止するため、特定個人情報を適切に管理する。 ・漏えい事案等が発生した場合に速やかに報告する。 ・特定個人情報を取り扱う従業者名簿を事前に提出する。 ・従業者に対して特定個人情報の保護に関して必要な事項を周知する。 ・委託内容の全部及び主要部分の再委託は禁止とする。再委託をする場合は、事前に区の承認が必要。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない

	具体的な方法	再委託の際は事前の再委託協議を義務付けている。 協議書には、再委託先にも委託先と同等の受託者が負うべき義務があることを明示している。	
	その他の措置の内容	中央区、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用に当たっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール／消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	
	リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
＜委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク＞ ・委託先に特定個人情報を保管させない。 ・外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止する。 ＜委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク＞ ・データが紙かを問わず、作業期間の過ぎた特定個人情報は廃棄する。 ・委託期間の終了後に廃棄完了の報告を書面により提出させる。			
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・番号法及び番号法に基づく本区条例規則により規定された事項のみを行う。 ・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修を年1回実施したうえで、研修内容に沿った運用ができていないかチェックしている。		
その他の措置の内容	・外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ書き出しを許可している。 ・ワクチン接種記録システムでは、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・転出元市区町村への個人番号の提供 中央区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、 ①本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを用いて提供する。 ②個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。 ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LGWAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を、必要最小限にしている。具体的には中央区への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜健康管理システムとの連携における措置＞ ・権限を持った職員のみ、情報照会及び情報を入手することができる。 ・操作履歴を確認できるよう、操作ログを記録している。 ＜中間サーバ・団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・中間サーバの職員認証・権限管理機能ではログイン時の職員認証を実施している。 ・団体内統合宛名システムでは、ユーザーIDによる認証と認可機能によって、ユーザーごとに利用可能な機能を制限することで、職員等個人番号利用事務に関わる者以外のアクセスができないように対策している。 ・個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。	
リスクへの対策は十分か	☐ 十分である ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	☐ 十分である ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞

① 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

② 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

③ 中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。

④ 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
----------------	--------------	--

②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	-----------------------------

1) 発生あり 2) 発生なし

その内容	
------	--

	再発防止策の内容	
--	----------	--

その他の措置の内容	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 ・サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 ・記憶媒体及び紙媒体の保管場所について施錠管理する。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバーとその周辺機器は無停電電源装置に接続する。 ・ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバー設置場所等への入退出記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際基準規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を講じている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された中央区の領域にデータを保管する。 ・当該領域データは暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセス防止のため、外部から侵入検知・通知機能を備えている。 ・LGWAN端末とワクチン接種記録システムの通信は暗号化を行うことにより通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
8. 監査			
実施の有無	[☒] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査		

9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	・職員及び事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナワクチン接種記録システムの利用に当たっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村に責任)に即し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。
10. その他のリスク対策		
デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナワクチン接種記録システムの利用に当たっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分岐点)、第9条(市区町村に責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。		

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係
②請求方法	所定の開示請求書に住所、氏名、電話番号、請求する情報の件名または内容、開示の方法等を記入のうえ、提出する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係
②対応方法	所定の様式に住所、氏名、電話番号、問合せの内容等の所要の事項を記入のうえ問い合わせる。

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年4月5日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

[illegible]